

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

第1（目的）

本要領は、営繕工事における週休2日の取組の実施（以下、「週休2日促進工事」という。）において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

第2（用語の定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所数に含めるものとする。

第3（対象工事）

この要領は、群馬県が発注するの営繕工事に適用する。ただし、工事の内容等により対応が困難な工事は、対象外とすることができる。

第4（発注方式等）

1 発注方式

次の各号のいずれかの型を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の型を選択する。また、分離発注で受注者希望型を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 発注者指定型

発注者が月単位又は通期の週休2日のいずれかに取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位又は通期の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2 技術者等の他工事との兼務

週休2日促進工事における技術者等について、他工事との兼務により週休2日の確保が出来ない場合は、兼務を認めない。

第5（積算方法等）

1 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

イ 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

2 積算及び変更方法

(1) 発注者指定型

ア 当初の予定価格から、通期の週休2日を前提に、前項(1)号イにより労務費を補正し工事費を積算する。

イ 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上の場合は、補正係数を(1)号アに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更する。

(2) 受注者希望型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上となっている場合は補正係数を(1)号アに変更し、通期の4週8休以上となっている場合は補正係数を(1)号イに変更し工事費を積算し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(3) 積算方法等の運用

本要領に基づく積算方法等の運用は、「営繕工事における週休2日促進工事に係る積算方法等の運用基準」による。

第6（対象工事である旨等の明示）

1 対象工事である旨等の明示は、次の各号に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げ

る書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合：入札公告、入札説明書及び現場説明書
- (2) 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- (3) 随意契約の場合：現場説明書

2 現場説明書等への記載

別記の記載例を参考にするものとする。

第7（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

1 現場閉所の確認方法

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者から受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理人を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

3 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社) 日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

4 アンケートの実施

週休2日促進工事を実施した場合は、工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策等を検討する必要がある場合は、当該工事中にモニタリングを実施する。

5 工事成績評定

発注者は、受注者の第4第1項(1)号及び(2)号の週休2日の取組に対し、別表「営繕工事における週休2日促進工事の実施に対する考査項目」により評価する。なお、履行できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

6 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、県土整備部内において、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

付 則

この要領は、平成30年9月1日から実施する。

この要領は、令和2年7月1日以降に起工する工事に適用する。

この要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事に適用する。

別表

営繕工事における週休２日促進工事の実施に対する考査項目

評定者	考察項目
監督員	「２．施工状況－Ⅱ．工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「５．創意工夫」（その他（理由：週休２日の確保を図っている）と記載）で、以下のとおり評価する。 【対象期間内、「月単位の週休２日」を達成できた場合】 評定点＋２点（評定点合計＋０．８点）と評価する。 【対象期間内、「通期の週休２日」を達成できた場合】 評定点＋１点（評定点合計＋０．４点）と評価する。
総括職員	「６．社会性等」（その他（理由：週休２日の確保を図っている）と記載）で、以下のとおり評価する。 【対象期間内、「月単位の週休２日」を達成できた場合】 「b'」と評価（評定点＋２．５点（評定点合計＋０．５点））する。

要領第4第1項(1)号【発注者指定型の場合】

- 1 本工事は、発注者が月単位又は、通期の週休2日に取り組むことを指定する「週休2日促進工事（発注者指定型）」である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日については、現場閉所（現場休息）日数に含めないものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (7) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日については、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は、通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

- 5 通期の週休2日（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を積算しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上の場合は補正係数 1.04 に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負金額のうち労務費補正分を変更する。
- 6 受注者は、工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。また、本工事において、現場閉所（現場休息）が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

要領第4第1項(2)号【受注者希望型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位又は通期の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事（受注者希望型）」である。

月単位又は通期の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。なお、月単位及び通期の週休2日の取組を希望しない受注者は、3項に規定する義務を負わない。

《現場閉所の場合》

分離発注工事で月単位又は通期の週休2日（現場閉所）に取り組むには、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が月単位又は通期の週休2日（現場閉所）に取り組むことについて、合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が月単位又は通期の週休2日（現場閉所）に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ書等で報告するものとする。

なお、月単位又は通期の週休2日（現場閉所）に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は3項に規定する義務を負わない。

- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日については、現場閉所（現場休息）日数に含めないものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (7) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日については、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り

組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

なお、監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

5 発注者は現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、達成状況に応じた補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し請負金額を変更する。なお、下記のいずれにも該当しない場合は、変更の対象としない。

(1) 月単位の週休2日

補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日

補正係数 1.02

6 受注者は、工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。また、本工事において、現場閉所（現場休息）が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、この限りでない。